

# 患者さんへ

## －患者さんの権利－

医療に携わるものは、常に自らの良心と患者さんの最善の利益に従って行動すべきであります。以下に掲げる項目は、当院が推進する患者さんの主要な権利です。

### [安全で良質な医療を公平に受ける権利]

いかなることにも差別されることなく、安全で良質な医療を公平に受ける権利があります。

### [人格を尊重される権利]

いかなる状態にあっても人格を尊重され、医療提供者との相互協力のもとで医療を受ける権利があります。

### [説明を受ける権利]

病気や検査、治療などについて、わかりやすい言葉や方法で理解・納得できる十分な説明と情報提供を受ける権利があります。

### [自己決定の権利]

自らの意思に基づいて検査、治療などの医療行為に同意し、選択または拒否する権利があります。

### [選択の自由]

医師や病院を自由に選択する権利があります。医療のどの段階においても他医療機関の医師の意見（セカンド・オピニオン）を求める権利があります。

### [知る権利]

自分に行われた医療について、診療記録の開示や費用などそのすべてを知る権利があります。医学知識や医療制度、福祉や社会保障制度などを知る権利があります。

### [プライバシー保護の権利]

診療の過程で得られた個人情報保護され、第三者に開示されない権利があります。また、診療に関わりのない私的な事に干渉されない権利があります。

## －患者さんへのお願い－

患者さんには「おまかせ医療」ではなく、以上の権利を守り発展させるために以下のご協力をお願いします。

- ① 出来るだけ正確な健康や疾病に関する情報を提供する
- ② 十分納得できるまで医療行為に関する質問を行う
- ③ 全ての患者さんが適切な医療行為を受けられるために、病院の定めた規則を守る

私たちは、患者さんと信頼関係で結ばれた医療を行う事をめざし、患者さんの権利と責務について銘記し、その実現にむけて皆様とともに努力をしていきます。

星ヶ丘医療センター

医の倫理委員会 2014年4月1日